江戸川区立小学校のいじめの重大事態に係る調査結果報告書（概要版）

令和８年 11 月９日

１．本調査について

区立小学校に在籍する児童（以下「本件児童」という）の保護者から、後記５（１）記載の事案等の、複数の児童から複数の行為がなされたこと、そしてこれらにより、本件児童が不登校状態になったことについて訴えを受けての調査である。

２．調査目的

本件児童に対するいじめの有無、及び本件児童の不登校発生までの事実関係を可能な限り明らかにすることで、本件児童の不登校の解消及び同種事態の再発防止のための方策を見出すことを目的として、調査を行った。

３．調査期間

令和６年 11 月５日から令和８年３月 18 日まで

４．調査組織の構成

江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例施行規則６条１項に基づき、令和６年 10 月当時江戸川区子どもの権利擁護委員であった７名の委員のうち、４名の委員（弁護士３名、公認心理師１名）を中心に調査組織が構成された。

５．調査結果

（１）いじめ防止対策推進法にいういじめの認定

① 他クラスの児童が、寝転んでいた本件児童を蹴り、本件児童が身体の苦痛を感じた。

② 児童Ｐが、蹴るまたはぶつかるもしくは押す等のいずれかの様態において、本件児童に身体接触し、本件児童が心身の苦痛を感じた。

③ 児童Mが、本件児童の漢字テストの点数について、本件児童に対し、「そんな点なんだ」と言い、本件児童が心身の苦痛を感じた。

④ 児童Ｎが、給食袋を振り回し、本件児童が児童Ｎの背中を叩き、児童Ｎが拳で本件児童の右手を殴り、本件児童が心身の苦痛を感じた。

⑤ 児童Ｌと本件児童とで殴り合いのけんかがなされ、本件児童が身体の苦痛を感じた。

⑥ 本件児童が、児童Hの胸倉をつかみ、児童Hが本件児童に対して水筒を振り回し、本件児童が心身の苦痛を感じた。

⑦ 児童Ｉが本件児童に、「なんで勝手に持って行ったの」と問い、悪口（内容は特定できない）を言い、本件児童が苦痛を感じた。

⑧ 児童Ｐが、本件児童を何らかの方法（行為様態は特定できない）で床に倒して、本件児童は肩部に打撲を負った。

⑨ 児童Ｄが本件児童の肩に手で触れ、本件児童が児童Ｄに「汚い手で触らないで」と言い、児童Ｄが

本件児童の自転車に乗ろうとし、本件児童が児童Ｄに「俺のチャリだから乗るな」と言い、児童Ｄが小さい鞄で本件児童を叩き、本件児童が児童Ｄを殴り、以降も互いに手でたたいたり、足で蹴ったりして喧嘩したことで、本件児童が心身の苦痛を感じた。

（２）重大な被害といじめとの関係性

本件児童は、令和５年 10 月 16 日から令和６年３月に転校するまで、本件小学校を欠席し、不登校の状態にあったが、以下のとおり、本件児童の不登校に対して関係性を有する可能性がある事情は複数考えられるところ、どの要因が直接的に関係性を有するかは、明らかではない。そのため、５（１）で認定したいじめそれぞれあるいは複数を一連のものとしたとしても、本件児童の不登校の直接的な原因であったとは、認定できない。

① 本件児童は放課後も仲間と遊び続けており、複数の児童による一方的に攻撃や、仲間外れ、集団的ないじめは確認されなかった。また、欠席を始めた後も、本件児童は放課後の時間に児童が集まる場所に行って遊んでいた。
② 令和５年５月に連続欠席が続いたが、当時において、いじめが原因との主張はなく、学校が一定の対応をした後に登校を再開した。
③ 令和５年７月にいじめ行為があったが、その後、夏休みを経て９月には登校をしていた。
④ 令和５年 10 月４日に児童Ｄと喧嘩という相互のいじめがあったが、本件児童は登校していた。
⑤ 本件保護者は、本件児童の体調不良の原因は一つだけの問題でなく複合的である旨伝えていた。
⑥ 欠席し始めた 10 月 17 日頃から 11 月初旬ごろまで、本件児童によるオンライン連絡ツールへの不適切な書込みの一部が、一般には登校しづらい状況を生じさせていたと考えられる。
⑦ 本件児童は小学校入学以降、遅刻欠席が多く、生活リズムの乱れ等から、不登校状態が発生しやすい潜在的な要因があった可能性を否定できない。

（３）学校の対応における問題点

① 令和６年１月 24 日に、保護者から重大事態の疑いの申し入れがあったが、いじめ防止対策推進法が求める調査の目的とされるべき登校再開のための対応はしていたが、同時に重大事態自体の調査開始に向けての動きを、当該年度中には進める必要があった。
② ３・４年次担任一人に負担が集中していたと見受けられる中、担任一人に保護者対応をさせるのではなく、早期に組織的な対応を始めるべきだったこと。

（４）江戸川区教育委員会の対応における問題点

① 令和６年１月 24 日、本件児童の保護者から学校へ「いじめの重大事態として認識しているのか」との問い合わせを受けた後、学校に対して、ガイドラインに沿って、重大事態調査が必要であるとの支援や指示はできておらず適切な対応ができていなかった。
② 教育委員会自ら重大事態調査を開始する、また直ちに区長に報告する等の対応ができていなかったこと。

６．提言

（１）本件小学校に対して

① 組織的対応を実質化させるため、会議において、情報を共有するだけでなく、課題に対してどう対応するのか意見交換を行い、組織の方針等を決定し、担任教員をバックアップできるような内容となるように検討を続けること。

② 家庭生活に課題をもつ児童の保護者への対応について、相談にのり、専門機関に繋げられることを、年度初めに保護者全体に伝えることを検討すること。

（２）江戸川区教育委員会に対して

① 保護者から重大事態の申入れがあった場合の学校の対応について、区内の全小中学校に改めて周知すること。

② 教員の入れ替わりも想定して、①の周知を繰り返し行うこと。

③ 特別な支援が必要であることを理解してもらうために、子ども本人の学校での困り感を伝え、そのうえで支援や選択肢を提示する流れを一般化できるような、支援や相談場面の工夫を検討し、学校にフィードバックすること。

④ 江戸川区の児童相談所は、他の都内の自治体の子ども家庭支援センターにあたる部署も含まれて総合的な養育支援がなされる機関となっているのであるから、教育委員会は、養育の課題が学校生活に影響を与えているケースについて、より積極的に学校が児童相談所と連携できるような仕組みを考えること。

（３）江戸川区に対して

① 教育機関のみならず、児童福祉機関等との連携について、子どもたちのために、常によりよい制度を検討し続けること。

② 学校だけでなく、家庭の養育に踏み込んだ積極的な提案や調整を行う部署の設置ができるとよいこと。